

# “宍粟での新しいつながりのカタチをつくる”

## 地域福祉応援事業 実施要綱

### 1. 主 旨

この助成事業は、共同募金配分金を活用することから、『じぶんの町をよくするしくみ』という共同募金の主旨を活かすとともに、宍粟市社協第2次地域福祉推進計画（つながりふくしプラン）の推進を目的に行います。

地域でのつながりの大切さを改めて見直し、住民同士がお互いの尊厳を尊重しながら、だれひとり孤立させることなく、つながりあえる取り組みをすすめることを支援します。

### 2. 助成対象となる活動

平成27年3月31日までに実施される、次のような地域福祉を推進する活動を対象に助成します。

- ①地域のだれもが安全・安心に暮らし続けられるよう、支えあう活動  
（高齢者や障がい者の見守り・安否確認活動、高齢者世帯・障がい者等への買い物や清掃など生活支援活動など）
- ②地域でのつながりづくりや、共に生きるまちづくりを進める活動  
（世代間交流活動、ひとり暮らし高齢者や障がい児・者との交流活動、ひきこもりや不登校児への支援活動など）
- ③地域を支える人材やグループの育成を推進する活動  
（企業団体等での社会貢献活動の推進、障がい者の生活支援ボランティアの養成、退職した方のボランティア活動の推進、新規ボランティアグループの立ち上げ費用など）
- ④地域が抱える様々な生活・福祉課題について住民に啓発する活動  
（講演会や映画会等の実施、調査・アンケートの実施、パンフレット等印刷物の作成、保健や福祉専門職による住民向け相談会・研修会の実施など）
- ⑤上記のほか、本会会長が認めた活動

※ただし次の活動については、助成できません。

- ・ 募金を集める活動
- ・ 物品や現金の寄贈
- ・ 宗教・政治思想を広める活動
- ・ サークルや同好会的な趣味活動

また、すでに行政や宍粟市社協から助成を受けている事業は、助成対象外とします。

### 3. 助成対象

- ①宍粟市内に活動拠点があり、団体の構成人数が5人以上で、非営利の活動を行う団体、グループ
- ②市内の小学校、中学校、高等学校

#### 4. 助成金額

- ①今年度の助成総額は50万円とし、各団体・グループには10万円を上限として助成します。ただし、助成金額は事業にかかる経費（総事業費）の4/5以内であることとし、千円未満は切り捨てとします。
- ②申請内容や件数により、不採択や減額をする場合があります。また初めて申請された団体を優先に助成します。

※次の費用については、助成の対象外経費とします。

- ・人件費（職員の給与・手当、会員等が講師となる場合の謝金など）
- ・事務所費（事務所の家賃など）
- ・飲食費（団体・グループ構成員の飲食費、会議費など）
- ・寄付金等（他者、他団体に対する寄付金、会費など）

※過去助成を受けられた団体が本年度も申請される場合は、前回助成を受けた際の経験を生かし、できるだけ新たな取り組みや工夫を盛り込んでください。

#### 5. 申請期間 平成26年4月15日（火）～6月2日（月）

#### 6. 申請方法

別紙申請書に必要事項を記入し、本会の本部・各支部窓口にご持参ください。

※郵送、メールによる応募は受付できません。

※申請書様式は、本会ホームページからダウンロードすることができます。

#### 7. 添付書類

- ①グループ・団体の会則、規約、定款等
  - ②振込先通帳のコピー
  - ③（備品購入の場合）見積書およびパンフレット・カタログのコピー
- ※学校については、①の添付は必要ありません。

#### 8. 助成の審査と決定

- ①申請いただいた団体には、本会で6月中旬に開催するプレゼンテーションにご出席いただき、事業内容等の説明をしていただきます。そして、本会役員等による審査を行い、助成団体および助成額を決定します。
- ②助成が決定した団体には、助成決定書をお送りします。

#### 9. 助成金の交付

平成26年6月25日（水）にご指定の口座への振り込みにより行います。

## 10. 実施報告書の提出

報告書は、事業終了後30日以内に本会本部・各支部窓口にご持参ください。

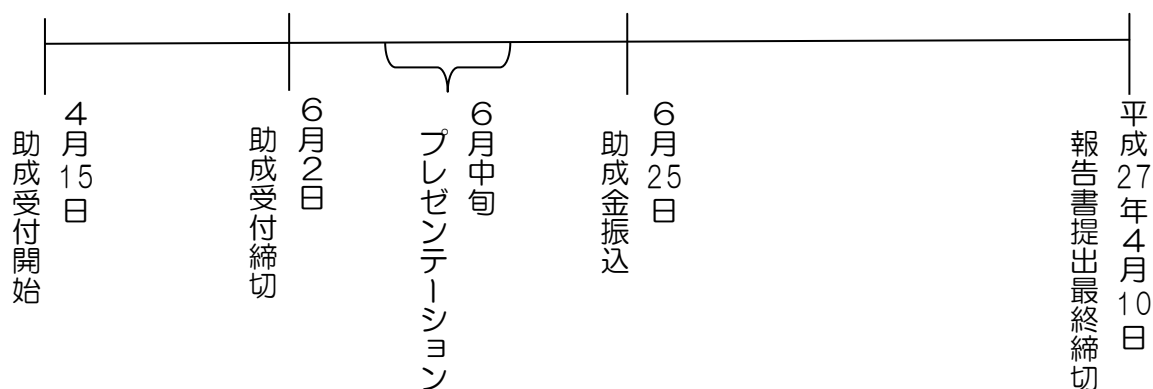
ただし報告書の最終締め切りは、平成27年4月10日（金）とします。

※メールや郵送による提出は受付できません。

※報告書は助成決定書と共にお送りします。

また本会ホームページによりダウンロードすることができます。

### 〇スケジュール



## 11. 報告書の添付書類

①事業の様子がわかる写真2点

②共同募金配分金を活用した事業であることを住民や参加者等にPRしたチラシや広報紙などの印刷物等

## 12. 助成金の返還

次の事項に該当する場合は、助成決定を取消、助成金の全額または一部を返還していただきます。

①助成金を申請事業に使用しなかった場合

②申請事業を中止した場合

③助成金に余剰金が生じた場合

### ●申込み・お問合せ

#### 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

宍粟市一宮町関賀300



本部・一宮支部	電話72-8787	FAX72-8788
山崎支部	電話62-5530	FAX62-1083
波賀支部	電話75-3631	FAX75-3650
千種支部	電話76-3390	FAX76-3649